

官報

号外 昭和五十年十二月十七日

○第七十六回国会 参議院会議録第十六号

昭和五十年十二月十七日(水曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第十五号

昭和五十年十二月十七日

午前十時開議

第一 日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件
(衆議院送付)

第二 石油備蓄法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 中小企業信用保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件
(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二
木謙吾君。

審査報告書

日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月十六日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日中両国が黄海・東海において
漁業資源の保存及び合理的利用並びに海上にお
ける正常な操業秩序の維持をはかることを目的
とし、協定の適用水域、両国がとるべき規制措
置、取締り及び違反事件の処理、操業秩序の維
持、海難救助及び緊急避難、漁業共同委員会の
設置及び任務等について定めたものである。こ
の協定の締結により、関係水域における両国の
漁業の操業は、より安定した基礎の上で行うこ
とができることになるのみならず、今後の日中
関係を更に発展させるための基礎が築かれるも
のと期待されるので、妥当な措置と認められた。
費用
この協定の実施に要する経費として、昭和五

十年年度補正予算に、一億六千五百五十八万六千円
が計上されている。

日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十二月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件
日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定の締結について承認を求めめるの件

日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定(附属書Iの2)に関する交換公文を含む
の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た
だし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

日本国と中華人民共和国との間の漁業に
関する協定
日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出され
た両国政府の共同声明に基づき、
黄海・東海の漁業資源を保存し及び合理的に利
用するため並びに海上における正常な操業の秩序
を維持するため、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定が適用される水域(以下「協定水域」
という)は、次に規定する黄海・東海の水域
(領海部分を除く)とする。

(1) 次に掲げる各点を結ぶ直線以東

(i) 北緯三十九度四十五分、東経百二十四度
九分十二秒の点

(ii) 北緯三十七度二十分、東経百二十三度三
分の点

(2) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以東
(i) 北緯三十七度二十分、東経百二十三度三
分の点

(ii) 北緯三十六度四十八分十秒、東経百二十
二度四十四分三十秒の点

(iii) 北緯三十五度十一分、東経百二十度三十
八分の点

(iv) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度二
十五分の点

(v) 北緯二十九度、東経百二十二度四十五分
の点

(vi) 北緯二十七度三十分、東経百二十一度三
十分の点

(vii) 北緯二十七度、東経百二十一度十分の
点

(3) 北緯二十七度の線以北

2 この協定のいかなる規定も、海洋に関する管
轄権についての両締約国のそれぞれの立場を害
するものとみなしてはならない。

第二条
両締約国は、漁業資源を保存し及び合理的に利
用するため、協定水域における機船による漁業に
関し、この協定の附属書Iに規定する措置をと
る。

第三条
1 いずれの一方の締約国も、自国の機船がこの
協定の附属書Iの規定を誠実に遵守することを
確保するため及び違反事件の発生を防止するた
め、

昭和五十年十二月十七日 参議院會議録第十六号

日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めめるの件

四三二

め、自国の機船に対して適切な指導及び監督を行い、並びに違反事件を処理する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の機船がこの協定の附属書Iの規定に違反した事実及び状況を通報することが出来る。当該他方の締約国は、当該一方の締約国に対し、違反事件の処理の結果を速やかに通報する。

3 協定水域において操業する両締約国の機船は、この協定の実施を確保するため、相互に協力するものとする。

第四条

両締約国は、それぞれ、自国の関係漁民及び機船に対し、航行及び操業の安全、正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

第五条

1 いずれか一方の締約国の漁船が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該漁船及びその乗組員に対し、できる限りの援助及び保護を与えるとともに、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を通報する。

2 いずれの一方の締約国の漁船も、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、他方の締約国の関係当局に連絡した後、指定された港等に赴き避難することができる。当該漁船は、この協定の附属書IIの規定に従うとともに、当該他方の締約国の関係法規及び指示に従わなければならない。

第六条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会(以下「委員会」という)を設置する。委員会は、両締約国の政府がそれぞれ三人ずつ任命する委員で構成する。2 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、出席する双方の委員の合意によつてのみ行

う。3 委員会は、毎年一回東京又は北京で交互に会合する。委員会は、また、必要に応じ、両締約国の間の合意により臨時に会合することができる。

4 委員会の任務は、次のとおりとする。(1) この協定の実施状況につき検討する。(2) 必要に応じ、この協定の附属書の修正に關し、両締約国に勧告する。(3) 漁業に関する資料を交換し、及び協定水域における漁業資源の状態につき検討する。(4) そのほか、必要に応じ、協定水域における漁業資源の保存その他の関連する問題につき検討し、及び両締約国に勧告することができる。

第七条

1 この協定の附属書(2の規定に従つて修正された後の附属書を含む)は、この協定を構成する不可分の一部とする。2 両締約国政府は、前条4(2)の規定に従つて委員会が行つた勧告を受諾する旨の公文の交換によりこの協定の附属書を修正することができる。

第八条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。2 いずれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十五年八月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

宮澤喜一

中華人民共和国政府のために

陳楚

附属書I

両締約国がこの協定の第二条の規定に従つてとるべき措置の内容は、次のとおりとする。

1 機船及び網漁業(トロール漁業を含む)について

(1) 一隻の推進機関の馬力数が六百馬力を超える機船は、次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域に入つて機船及び網漁業に従事してはならない。

(i) 北緯三十八度、東経百二十三度二十二分の点

(ii) 北緯三十八度、東経百二十三度四十五分の点

(iii) 北緯三十七度、東経百二十三度四十五分の点

(iv) 北緯三十六度十五分、東経百二十三度十五分の点

(v) 北緯三十六度、東経百二十二度三十分の点

(vi) 北緯三十五度、東経百二十二度三十分の点

(vii) 北緯三十二度三十分、東経百二十四度の点

(viii) 北緯三十二度、東経百二十五度の点

(ix) 北緯二十九度、東経百二十五度の点

(x) 北緯二十八度、東経百二十四度三十分の点

(xi) 北緯二十七度、東経百二十三度の点

(xii) 北緯二十七度、東経百二十一度十分の点

(xiii) 北緯二十七度三十分、東経百二十一度三十分の点

(xiv) 北緯二十九度、東経百二十二度四十五分の点

(xv) 北緯三十度四十分、東経百二十三度二十五分の点

(xvi) 北緯三十五度十一分、東経百二十度三十八分の点

(xvii) 北緯三十六度四十八分十秒、東経百二十二度四十四分三十秒の点

(xviii) 北緯三十七度二十分、東経百二十三度三十分の点

(xix) 北緯三十八度、東経百二十三度二十二分の点

(2) 機船は、次に掲げる各休漁区につきそれぞれ定める期間においては、当該休漁区に入つて機船及び網漁業に従事してはならない。

(i) 第一休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(i) 北緯三十八度、東経百二十三度二十二分の点

(ii) 北緯三十八度、東経百二十三度三十分の点

(iii) 北緯三十八度、東経百二十三度三十分の点

(iv) 北緯三十六度十五分、東経百二十三度三十分の点

(v) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度三十分の点

(vi) 北緯三十六度四十八分十秒、東経百二十二度四十四分三十秒の点

昭和五十年十二月十七日 参議院會議録第十六号

日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるとの件

(イ) 北緯三十七度二十分、東経百二十三度三分の点

(ロ) 北緯三十八度、東経百二十三度二分の点

(ii) 第二保護区
期間 二月十五日から四月十五日まで
位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(イ) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度一分の点

(ロ) 北緯三十四度、東経百二十二度一分の点

(ハ) 北緯三十四度、東経百二十一度二十三分の点

(ニ) 北緯三十五度十一分、東経百二十度三十八分の点

(ホ) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度一分の点

(3) 次に掲げる各保護区につきそれぞれ定める期間においては、当該保護区に入つて機船及び網漁業に従事する機船の隻数は、両締約国政府間で定める最高操業隻数を超えてはならない。

(i) 第一保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(イ) 北緯三十四度、東経百二十三度十五分の点

(ロ) 北緯三十四度、東経百二十四度三十分の点

(ハ) 北緯三十三度、東経百二十四度三十分の点

(ニ) 北緯三十三度、東経百二十三度十五分の点
期間 十二月一日から翌年の二月末日まで

(ii) 第二保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(イ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点

(ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度三十分の点

(ハ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度四十五分の点

(ニ) 北緯三十度、東経百二十三度三十分の点

(ホ) 北緯三十度、東経百二十三度八十分の点

(ヘ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度二十五分の点

(ト) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点

(チ) 北緯二十九度三十分、東経百二十二度五十六分三十秒の点

(リ) 北緯二十九度三十分、東経百二十三度二十分の点

(ニ) 北緯二十九度、東経百二十二度四十五分の点

(イ) 北緯二十九度三十分、東経百二十二度五十六分三十秒の点

(4) 機船及び網漁業に従事する機船は、幼魚の漁獲を行わないものとし、密集した幼魚に遭遇したときは、操業の場所を他に移すものとする。

とする。一航海ごとの漁獲量につき、幼魚の占める比率は、同一魚種の総漁獲量の二十パーセントを超えてはならない。

関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

(i) きぐちについては、吻端から尾びれの末端までの長さが十九センチメートル以下のものをいう。

(ii) たちうおについては、吻端からこう門までの長さが二十三センチメートル以下のものをいう。

(5) 機船及び網漁業に使用する底びき網の網目(水に浸し、収縮した後の内径による。以下同じ。)及び長さは、次の基準に適合するものでなければならぬ。

(i) 袋網及び返し網の網目は五十四ミリメートル以上、その他の部分の網目は六十五ミリメートル以上であること。

(ii) 袋網の長さは、二百目以下であること。

(iii) 機船及び網漁業(集魚燈を使用するものに限る。)については、

(1) 一隻の推進機関の馬力数が六百六十馬力を超える網船は、1(1)に規定する水域に入つて機船及び網漁業に従事してはならない。

(2) (1)にいう水域のうち北緯三十二度の線以北の部分(第一保護区と称する。)においては、

(3) (1)にいう水域のうち北緯三十二度の線以南の部分(第二保護区と称する。)においては、八月一日から十二月三十一日までの間は、機船及び網漁業に従事する機船の統数は、両締約国政府間で定める最高操業統数を超えてはならない。

(4) (1)にいう水域に入つて操業する機船及び網漁船の隻数は、一統につき、網船は一隻、灯船は二隻とする。灯船一隻の集魚燈の光度の合計は、一万カンデラを超えてはならない。

(5) 機船及び網漁業に従事する機船は、(1)にいう水域においては、幼魚の漁獲を行わないものとする。一網ごとの漁獲量中幼魚の占める比率は、十五パーセントを超えてはならないものとし、超えた場合には、速やかに海中に放し、かつ、操業の場所を他に移すものとする。

関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

(i) まさばについては、尾又長(吻端から尾又までの長さをいう。以下同じ。)が二十二センチメートル未満のものをいう。

(ii) まあじについては、尾又長が二十センチメートル未満のものをいう。

(iii) まるあじについては、尾又長が十八センチメートル未満のものをいう。

(6) (1)にいう水域において機船及び網漁業に使用するまき網の網目は、三十五ミリメートル以上とする。

この協定の第五条2の実施に関しては、次に定めるところによる。

1 避難港

(1) 中華人民共和国政府は、日本国の漁船が避難する港として、温州港、上海港呉淞口、連雲港及び青島港を指定する。

(2) 日本国政府は、中華人民共和国の漁船が避難する港として、蔽原港、博多港、玉之浦港及び山川港を指定する。

(3) いずれの一方の締約国の漁船も、特別な事情により(1)又は(2)で指定された港に赴くことができない場合には、他方の締約国の関係当局に連絡してその理由を明らかにした後、指定される港等に赴き避難することができる。

附屬書II

四三三

昭和五十年十二月十七日 参議院會議録第十六号

日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めの件 石油備蓄法案外一件

四三四

2 連絡先

(1) 中華人民共和国の漁船は、日本国海上保安庁の第七管区海上保安本部又は第十管区海上保安本部に連絡するものとする。

3 連絡の内容

連絡すべき内容は、船名、呼出符号、現在位置、船籍港、総トン数、船長の氏名、乗組員数、避難の目的地、到着予定時刻及び避難の理由とする。

4 連絡の方法

(1) 中華人民共和国の漁船が日本国の関係当局に連絡する場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(i) 第七管区海上保安本部若しくは第十管区海上保安本部の無線局又は長崎無線電報局を通じて連絡する。これらの無線局の呼出符号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部の無線局 JNR
第十管区海上保安本部の無線局 JNJ
長崎無線電報局 JOS

(ii) 日本語又は英語の平文の国際電報により連絡する。関係当局のあて名略号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部 SEVENTH
RMSH KITAKYUSHU
第十管区海上保安本部 TENTH RM
SH KAGOSHIMA

(2) 日本国の漁船が中華人民共和国の関係当局に連絡する場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(i) 温州、上海又は青島の海岸無線局を通じて連絡する。これらの無線局の呼出符号は、次のとおりである。

温州海岸無線局 XSO
上海海岸無線局 XSG

(iii) 青島海岸無線局 XST
中国語又は英語の平文の国際電報により連絡する。関係当局のあて名略号は、次のとおりである。

温州港務監督機関 温州港八九六九
上海港務監督機関 上海港三九六六
連雲港港務監督機関 連雲港三一八九
青島港務監督機関 青島港三二六三

(附屬書1の2(2)に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附屬書1の2(2)に関し、日本国政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光栄を有いたします。

第一保護区においては、同保護区内の浮魚資源の衰退に堪がみ、同保護区における機船まき網漁業に対する従来の保存措置が引き継ぎとられるものとし、日本国の機船まき網漁船は、年間を通じて同保護区に入つて操業しないものとする。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光栄を有いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で
日本国外務大臣 宮澤 喜一
中華人民共和国特命全權大使 陳 楚 閣下

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有いたします。

本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附屬書

Iの2(2)に関し、日本国政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光栄を有いたします。

第一保護区においては、同保護区内の浮魚資源の衰退に堪がみ、同保護区における機船まき網漁業に対する従来の保存措置が引き継ぎとられるものとし、日本国の機船まき網漁船は、年間を通じて同保護区に入つて操業しないものとする。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光栄を有いたします。

本使は、中華人民共和国政府に代わつて、閣下の書簡に述べられた了解を確認する光栄を有いたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で
日本国駐在中華人民共和国特命全權大使 陳 楚
日本国外務大臣 宮澤 喜一閣下

(二木謙吾君登壇、拍手)

○二木謙吾君 たいま議題となりました中国との漁業協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、黄海、東海における漁業資源の保存及びその合理的利用並びに海上における正常な操業秩序の維持を図ることを目的とするものでありまして、協定の適用水域、日中両国がとるべき規制措置、取り締まり及び違反事件の処理、操業秩序の維持、海難救助及び緊急避難、漁業共同委員会の設置等について定めたものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

昨十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと

決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 石油備蓄法案 日程第三 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長林田悠紀夫君。

審査報告書
石油備蓄法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月十六日
商工委員長 林田悠紀夫
参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国への石油の供給不足が生じた場合における石油の安定的な供給の確保を図るため、昭和五十四年度末を目標とする九十日石油備蓄増強計画を実現するための措置として、通商産業大臣の定める石油備蓄目標を受け、石油精製業者等に石油備蓄実施計画の届出等を行わせるとともに、毎年度、通商産業大臣の

通知する基準備蓄量以上の石油を常時保有させる等の措置を講じようとするものであつて、おむね受当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、環境保全、防災の重要性にかんがみ、石油備蓄基地、石油貯蔵施設の建設にあつては、地元の意向が十分反映されるよう指導監督すること。

二、消防能力等安全管理および環境保全の観点から地域の実態に即した石油貯蔵施設等の設置及び石油貯蔵量の適正化に努めること。

三、石油備蓄増強は国民経済および国民生活の安定をはかるための国家的要請である点にかんがみ、その円滑な推進をはかるため出融資等の拡充強化に努めること。

石油備蓄法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十一月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

石油備蓄法案

石油備蓄法

(目的)

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油

の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第十一條第一項において同じ。)の事業を行う者であつて、石油製品の生産量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

4 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者(石油精製業者であるものを除く。)であつて、石油の販売量及び石油精製業者との取引関係について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

5 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者(石油精製業者又は石油販売業者であるものを除く。)であつて、石油の輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(国の施策)

第三条 国は、我が国への石油の供給が不足する事態に備へて行う石油の保有(以下「石油の備蓄」という。)が、その事態が生じた場合における国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に欠くことのできないものであることにかんがみ、石油貯蔵施設についての保安の確保に配慮しつこの法律による石油の備蓄の円滑化を図るための施策を講ずるとともに、石油の備蓄の確保の必要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(石油備蓄目標)

第四条 通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の

意見を聴いて、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、次のとおりとする。

一 石油の備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置すべき石油貯蔵施設に関する事項

3 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(石油備蓄実施計画)

第五条 石油精製業者、石油販売業者又は石油輸入業者(以下「石油精製業者等」という。)は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油の備蓄に関する計画(以下「石油備蓄実施計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 石油備蓄実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 石油の備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置しようとする石油貯蔵施設に関する事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、石油備蓄目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、その石油備蓄実施計画を変更すべきことを勧告することができる。

(生産量等の届出)

第六条 石油精製業者等は、毎年、二月十五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若

しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(基準備蓄量等)

第七条 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油精製業者等に対し、基準備蓄量(その年の四月一日を初日とする年度において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等その前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油製品の数量をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

2 石油精製業者等は、基準備蓄量(次条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定による変更があつたときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。第十条において同じ。)以上の石油製品を通商産業省令で定めるところにより常時保有しなければならない。

3 前項の場合において、石油精製業者等は、原油をもつて石油製品に代えることができる。この場合における原油の数量の石油製品の数量への換算の方式は、通商産業省令で定める。

4 第一項の通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該前年の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十五分の七十から三百六十五分の九十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第八条 通商産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準備蓄量に相当する数量の石油を前条第二項の通商産業省令で定めるところにより保有することが困難となつた石油精製業者等の申出があつたときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少することができる。

2 通商産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少

するものとする。

3 通商産業大臣は、前二項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第九條 石油精製業者等は、他の石油精製業者等がその基準備蓄量を増加する場合に限り、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けて、自己の基準備蓄量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申し出て、その旨の承認を受けることができる。

(勸告及び命令)

第十條 通商産業大臣は、石油精製業者等の石油保有量(石油精製業者等が第七條第二項の通商産業省令で定めるところにより保有する石油製品の数量とその他の石油精製業者等がその通商産業省令で定めるところにより保有する原油の数量を同条第三項の通商産業省令で定める方式で石油製品の数量に換算した数量とを合計した数量をいう。以下この条において同じ。)が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七條第二項の規定に従つて石油を保有すべきことを勧告することができる。ただし、そ

の石油精製業者等が前条第二項の規定による承認を受けている場合において、その石油精製業者等及びその石油精製業者等とともにその承認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量を合計した数量がこれらの者の基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油保有量が基準備蓄量に達していない程度又は石油保有量が基準備蓄量に達していない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七條第二項の規定に従つて石油を保有すべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(地位の承継等)

第十一條 石油精製業者等が石油製品の製造若しくは石油の販売若しくは輸入の事業(以下この項において単に「事業」という。)の全部を譲渡し、又は石油精製業者等について相続若しくは合併があつたときは、事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油精製業者等のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者についての第六條の規定の適用に関する技術的読替えについては、通商産業省令で必要な規定を設けることができる。

(帳簿の記載)

第十二條 石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、保有する石油の数量その他通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者等に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、石油精製業者等の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外期間)

第十四條 石油需給適正化法(昭和四十八年法律

第二百二十二号)第二十条第一項に規定する期間においては、第四条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する期間の経過後における第四条から前条までの規定の適用に関する経過措置に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

3 第一項の規定は、同項に規定する期間の開始前にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十五條 第十條第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項又は第六條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二條の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第十八条 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条及び第十二条の規定は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項についての第六条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十一年五月十五日」とする。

2 昭和五十一年度の基準備蓄量についての第七条第一項の規定の適用については、同項中「毎年、三月十五日」とあるのは、「昭和五十一年六月十五日」とする。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十二月十六日

参議院議長 河野 謙三殿
商工委員長 林田修紀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、不況の長期化に伴い、信用力、担保力の弱い中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法による特別小口保険及び無担保保険の付保限度額をそれぞれ引き上げようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十一年度における中小企業信用保険公庫の保険金支払増加額は、約七億円の見込みである。

附帯決議

政府は、長びく不況に対処し、中小企業の健全な発展のため、本法施行にあたり、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、特別小口保険をはじめとする各種保険の付保限度額及びてん補率についての引上げを今後ともはかるとともに、特に普通保険の付保限度額を引き上げるよう早急に検討すること。

二、信用補充制度の趣旨が十分生かされるようその運用に留意するとともに、迅速な保証を行うため、申込手続の簡略化、審査期日の短縮等に努めること。

三、信用保証協会の基本財産に対する保証倍率の引上げ及び信用保証協会に対する基金補助の増

額をはかるとともに、保証にあたっては、特に小規模企業者に配慮すること。
右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十一月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

(小字は衆議院修正)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「五百万円をこえる」を「八百万円を超え」に改め、同条第三項中「五百万円」を「八百万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三条の三第一項中「百五十万円をこえる」を「二百五十万円を超え」に改め、同条第二項中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
附則第四條中「五百万円を、八百万円に改める。」

3 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「五百万円」を「八百万円」に改める。

〔林田修紀夫君登壇、拍手〕

○林田修紀夫君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、石油備蓄法案は、わが国への石油の供給不足が生じた場合における石油の安定的な供給の確保を図るため、昭和五十四年度末を目標として九十日石油備蓄増強計画を実現するための措置として通商産業大臣の定める石油備蓄目標を受けて石油精製業者等に石油備蓄実施計画の届け出等を行わせるとともに、毎年度、通商産業大臣の通知する基準備蓄量以上の石油を常時保有させる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、九十日石油備蓄に対する政府の基本的考え方及びそれに要する資金、用地の取得の見通し、石油備蓄体制のあり方、石油タンクの保安対策、石油産業の再編成等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、石油備蓄基地等の建設に伴

う住民の意向の反映、地域の実態に即した石油貯蔵施設の設置等の適正化、石油備蓄増強を図るための出融資等の拡充強化について政府は努力すべき旨の附帯決議が付されました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不況の長期化による経済活動の停滞に伴い、担保力、信用力等の弱い中小企業者の事業資金の調達を円滑化を図るため、中小企業信用保険法による特別小口保険の付保限度額を現行百五十万円から二百五十万円に引き上げようとするものであります。

なお、衆議院において、無担保保険の付保限度額についても現行五百万円を八百万円に引き上げる修正が行われております。

委員会におきましては、特別小口保険等の利用状況、保証協会の基本財産及び定款倍率の引き上げを初め中小企業の金融対策等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、普通保険の付保限度額引き上げの早急な検討、信用保証協会に対する基金補助の増額、本制度の小規模企業者への一層の配慮等について政府は努力すべき旨の附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、石油備蓄法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

- | | |
|--------|--------|
| 太田 淳夫君 | 矢原 秀男君 |
| 野末 陳平君 | 喜屋武眞榮君 |
| 下村 泰君 | 相沢 武彦君 |
| 塩出 啓典君 | 青島 幸男君 |
| 市川 房枝君 | 柄谷 道一君 |
| 宮田 輝君 | 内田 善利君 |
| 峯山 昭範君 | 桑名 義治君 |
| 三治 重信君 | 寺下 岩藏君 |
| 平井 卓志君 | 上林繁次郎君 |
| 阿部 憲一君 | 三木 忠雄君 |
| 藤原 房雄君 | 和田 春生君 |
| 栗林 卓司君 | 吉田 実君 |
| 中西 一郎君 | 黒柳 明君 |
| 矢追 秀彦君 | 原田 立君 |
| 田代富士男君 | 藤井 恒男君 |
| 木島 則夫君 | 山本茂一郎君 |

- | | |
|--------|--------|
| 鈴木 一弘君 | 宮崎 正義君 |
| 柏原 ヤス君 | 中村 利次君 |
| 田淵 哲也君 | 山内 一郎君 |
| 久保田藤麿君 | 白木義一郎君 |
| 小平 芳平君 | 中尾 辰義君 |
| 向井 長年君 | 木内 四郎君 |
| 佐多 宗二君 | 最上 進君 |
| 望月 邦夫君 | 森下 泰君 |
| 梶木 又三君 | 藤川 一秋君 |
| 福岡日出磨君 | 鳩山威一郎君 |
| 桑野 章君 | 夏目 忠雄君 |
| 永野 巖雄君 | 林 道君 |
| 安孫子藤吉君 | 青井 政美君 |
| 有田 一寿君 | 井上 吉夫君 |
| 石破 二郎君 | 中村 登美君 |
| 松岡 克由君 | 藤井 丙午君 |
| 松垣徳太郎君 | 原 文兵衛君 |
| 中村 禎二君 | 高橋 邦雄君 |
| 細川 護熙君 | 宮崎 正雄君 |
| 林田悠紀夫君 | 佐藤 隆君 |
| 菅野 儀作君 | 石本 茂君 |
| 中山 太郎君 | 小林 国司君 |

昭和五十年十二月十七日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

寺本 広作君	柳田桃太郎君	長田 裕二君	久次米健太郎君	前川 旦君	竹田 現照君	川村 清一君	杉山善太郎君
内藤菅三郎君	玉置 和郎君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君	山崎 昇君	村田 秀三君	沢田 政治君	加藤 進君
高橋雄之助君	楠 正俊君	藤田 正明君	大森 久司君	小野 明君	二木 謙吾君	渡辺 武君	塚田 大願君
岩動 道行君	西村 尚治君	阿本 悟君	平泉 涉君	源田 実君	熊谷太三郎君	安永 英雄君	吉田忠三郎君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	橋 直治君	町村 金五君	栗原 俊夫君	西ヶ久保重光君	鶴岡 哲夫君	松永 忠二君
上原 正吉君	郡 祐一君	加藤 武徳君	安井 謙君	瀬谷 英行君	森 勝治君	小柳 勇君	須藤 五郎君
青木 一男君	小川 半次君	加藤 武徳君	吉武 恵市君	植木 光教君	木村 睦男君	岩間 正男君	星野 力君
八木 一郎君	丸茂 重貞君	増原 恵吉君	神田 博君	温水 三郎君	福井 勇君	阿具根 登君	野々山二三君
塩見 俊二君	志村 愛子君	伊藤 五郎君	鹿島 俊雄君	戸叶 武君	田中寿美子君	中村 英男君	秋山 長造君
片山 正英君	河本嘉久蔵君	大谷藤之助君	小笠 公韶君	竹田 四郎君	戸田 菊雄君	藤田 進君	河田 賢治君
嶋崎 均君	棚辺 四郎君	耳 四郎君	橋本 繁蔵君	森中 守義君	志苦 裕君	春日 正一君	
中村 太郎君	戸塚 進也君	福間 知之君	案納 勝君	森下 昭司君	近藤 忠孝君	内閣大臣	
高橋 誉富君	坂野 重信君	久保 亘君	佐藤 信二君	山中 郁子君	粕谷 照美君	内閣総理大臣	三木 武夫君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君	亀井 久興君	青木 薪次君	片山 莺市君	目黒今朝次郎君	外務大臣臨時代理	
糸山英太郎君	岩男 颯一君	野田 哲君	対馬 孝且君	橋本 敦君	安武 洋子君	通商産業大臣	河本 敏夫君
岩上 妙子君	遠藤 要君	岡田 広君	上條 勝久君	内藤 功君	佐々木静子君		
大島 友治君	大鷹 淑子君	浜本 万三君	赤桐 操君	辻 一彦君	小巻 敏雄君		
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君	小山 一平君	稲嶺 一郎君	神谷信之助君	小谷 守君		
黒住 忠行君	川野辺 静君	矢野 登君	安田 隆明君	工藤 良平君	上田 哲君		
金井 元彦君	今泉 正二君	片岡 勝治君	田 英夫君	和田 静夫君	松本 英一君		
土屋 義彦君	山崎 竜男君	宮之原貞光君	神沢 浄君	小笠原貞子君	立木 洋君		
上田 稔君	初村滝一郎君	高田 浩運君	増田 盛君	杏脱タケ子君	中村 波男君		

議長の報告事項

一昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小巻 敏雄君
 大蔵委員 細川 護熙君
 文教委員 河田 賢治君
 建設委員 上條 勝久君

国務大臣
 内閣総理大臣 三木 武夫君
 外務大臣臨時代理
 通商産業大臣 河本 敏夫君

川村 清一君 杉山善太郎君
 沢田 政治君 加藤 進君
 渡辺 武君 塚田 大願君
 安永 英雄君 吉田忠三郎君
 鶴岡 哲夫君 松永 忠二君
 小柳 勇君 須藤 五郎君
 岩間 正男君 星野 力君
 阿具根 登君 野々山二三君
 中村 英男君 秋山 長造君
 藤田 進君 河田 賢治君
 春日 正一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	務省矯正局長長島敦君は最高検察庁検事に任命されたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。	決算委員 加藤 進君	災害対策特別委員 柄谷 道一君 公害対策及び環境保全特別委員
内閣委員 河田 賢治君	議長は内閣総理大臣宛、左の者を条七十六回国	法務委員 遠藤 要君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
大蔵委員 上條 勝久君	会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	大蔵委員 青井 政美君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
文教委員 小巻 敏雄君	法務省矯正局長 石原 一彦君	文教委員 向井 長年君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
建設委員 細川 護熙君	昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	社会労働委員 岩間 正男君	同日議長から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩返還軍用地の地籍問題に関する質問については、
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。	法務委員 前田佳都男君	農林水産委員 柳田桃太郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案	大蔵委員 柳田桃太郎君	同 中沢伊登子君	石油備蓄法案可決報告書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	文教委員 中沢伊登子君	同 小笠原貞子君	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和五十年年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案	社会労働委員 杏脱タケ子君	建設委員 前田佳都男君	日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	農林水産委員 青井 政美君	決算委員 近藤 忠孝君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
昭和五十年年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律	同 小笠原貞子君	同 阿具根 登君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて法	同 向井 長年君	同 藤井 恒男君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
	同 安武 洋子君		
	同 岩間 正男君		
	同 遠藤 要君		

検討する必要がある、これに日時を要するた
め、十二月二十日までに答弁する旨の国会法第七
十五条第二項後段の規定による通知書を受領し
た。

同日内閣総理大臣から議長宛、法務省矯正局長
石原一彦君(十二月十五日議長承認)を第七十六
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

昭和五十年十二月十七日 参議院会議録第十六号

四四二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇〇円

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)